

067 土砂災害に関する新潟県民の意識調査の結果について

新潟県土木部砂防課 南木 均、植野 利康、○丸山 玲

1. はじめに

2001年4月1日に土砂災害防止法（「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の通称）が施行された。この法律は土砂災害から住民の生命及び身体を守るために、土砂災害のおそれがある区域やその危険性についての情報の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するものである。この法律を円滑に施行するに当たっては、行政側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」が相乗的に働き、行政と住民の情報の共有化・役割分担等がますます重要になってくる。

そのため、新潟県は、土砂災害に関する県民の意識やニーズ等を把握し、今後の施策展開の参考にするために県民各層への意識調査を実施した。以下はその調査結果の報告である。

2. 調査方法

調査は表-1に示すように4通り実施した。県政モニター調査及び県民アンケートは、地域バランスや年齢構成等が考慮された県の委嘱する20歳以上の男女が対象である。また、区長アンケート及び市町村長アンケートは、土砂災害の恐れがある地域の意識を把握するために実施した。なお、県民アンケートと区長アンケートは同じ質問項目である。いずれも郵送による調査である。

表-1 各調査の内容

調査名	調査時期	調査対象	回答者数	回答方法
県政モニター調査	2001年6月	県政モニター20人	19人	記述式
県民アンケート	2001年6月	県民アンケート調査協力員200人	186人	多肢選択式
区長アンケート	2001年8月	土砂災害危険箇所を有する区長2,027人	1,728人	多肢選択式
市町村長アンケート	2001年8月	土砂災害危険箇所を有する95市町村長	91市町村長	記述式

3. 調査結果の概要

3.1 県民アンケート及び区長アンケート

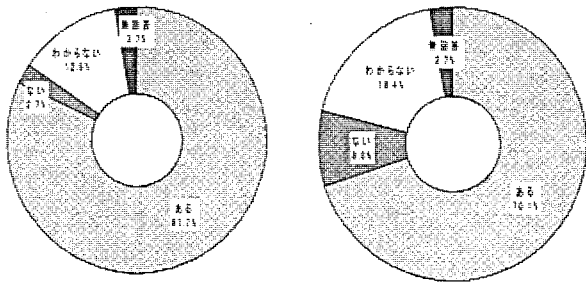
県民アンケート及び区長アンケートは表-2に示す通り、4項目について比較を行った。

表-2 県民アンケートと区長アンケートの比較

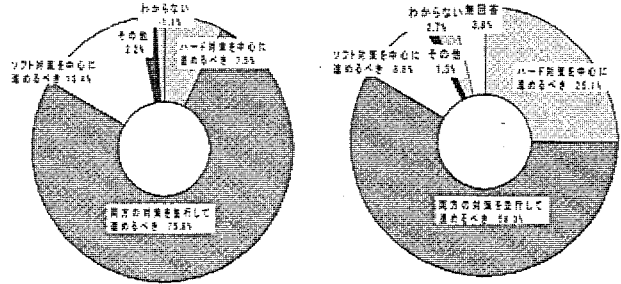
区分	質問と回答	県民アンケート	区長アンケート
【安全認識】	あなたの居住地は、土砂災害に対して安全か。 →「安全」又は「どちらかと言えば安全」	81.8%	41.8%
【土砂災害情報】	土砂災害の危険性或防災に関する情報は、どの程度ほしいか。 →「もっと詳しい情報がほしい」 「今のままでよい」又は「情報は必要ない」 具体的には、危険区域図、災害実績を示したものの、避難などに関する情報を望む割合が半数以上を占めた。	57.5% 41.4%	62.2% 35.3%
【土地利用制限】 (図-1)	土砂災害の危険性がある区域は、土地利用制限が必要か。 →「必要である」 「必要ない」	81.7% 2.7%	70.1% 8.8%
【今後の施策展開】 (図-2)	土砂災害対策は、ハード対策とソフト対策のどちらを重視すべきか。 →「ハード対策を中心に進めるべき」 「ハード対策とソフト対策を並行して進めるべき」 「ソフト対策を中心に進めるべき」	7.5% 75.8% 13.4%	25.1% 58.3% 8.8%

以上のことから、土砂災害に対する危険性の感じ方に差異はあるものの、半数以上の方が土砂災害の危険性或防災に関する情報をもっとほしいと回答している。

また、3分の2を超える県民アンケート調査協力員や区長が、土砂災害が発生するおそれのある区域については「土地利用の制限が必要」と回答するなど、土砂災害防止法の趣旨に一定の理解を示した。なお、県民アンケートに比べ、区長アンケートではハード対策を望む割合も高かった。



a) 県民アンケート
b) 区長アンケート
図-1 土地利用制限の必要性



a) 県民アンケート
b) 区長アンケート
図-2 今後の施策展開の方向性

3.2 県政モニター調査

県政モニター調査では、次の特徴があった。

- 1) 「警戒避難体制の強化にあたり、行政と住民それぞれの果たすべき役割は何か」との質問に対し、行政の役割としては「情報を的確に判断し、迅速に住民に伝達すべき」、住民の役割としては「各人が自覚を持って土砂災害に備えるべき」との意見が多数を占めた。
- 2) 「土砂災害危険箇所を住民に知らせる際、どのような周知方法が効果的か」との質問に対し、テレビやラジオ、イラストの使用などによって全世代が理解できる周知を実施すべきとの意見が多数を占めた。また、土砂災害危険箇所の見学や避難訓練の体験などによって、土砂災害危険箇所の把握や災害意識の向上を図るべきとの意見もあった。

3.3 市町村長アンケート

市町村長アンケートでは、次の特徴があった。

- 1) 「土砂災害防止法の施行にあたって、考慮すべき事項は何か」との質問に対し、「地域の実情に配慮した上で、ハード対策とソフト対策の両方を充実すべき」と回答した市町村長が多数を占めた。
- 2) 「土砂災害警戒区域等の指定は、今後の地域づくりにどのような影響があるか」との質問に対し、「住民の土砂災害意識の向上や安全な地域づくりに繋がる」といったプラス面の影響と「過疎化を助長する」といったマイナス面の影響が考えられると回答が分かれた。
- 3) 「警戒避難体制の整備に向けた課題は何か」との質問に対し、「警戒避難の周知方法、情報収集の手段、地域防災リーダーの育成と組織強化、通信機器・監視機器の整備、災害弱者への配慮、災害経験の不足と住民の災害意識の無関心さ」等の多くの課題があげられた。
- 4) 区域指定の際の市町村長への意見聴取に関しては、「地元住民の意向を把握した上で意見を述べる」と回答した市町村長が多数を占めた。

以上のことから、土砂災害防止法に基づくソフト対策の推進に一定の理解を示しつつも、ソフト対策とともに従来同様のハード対策を望むなど、地域の特性に応じたハード・ソフト対策を推進すべきとの意見が多数を占めた。

4. おわりに

今回の意識調査の結果、多くの住民と市町村長が土砂災害が発生するおそれのある区域について情報の提供や土地利用制限が必要と回答するなど、土砂災害防止法の趣旨に一定の理解を示した。

今後は、関係機関との連携を一層深め、土砂災害対策についての周知啓発を努めながら、安全で活力のある地域づくりを進めていきたい。